

愛川町教育委員会

平成26年7月9日

## 愛川町教育委員会 7月臨時会会議録

- 1 会議日程 平成26年7月9日(水)  
午前9時15分から午前9時32分
- 2 会議場所 愛川町文化会館3階特別会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について  
日程第2 愛川町教育委員会委員の辞職について  
日程第3 愛川町生涯学習推進プラン推進委員会委員の委嘱について  
日程第4 愛川町男女共同参画基本計画推進委員会委員の委嘱について  
日程第5 その他
- 4 出席委員 委員長職務代理者 井上正博  
教育委員 平田明美  
教育委員 榮利隆一  
教育長 熊坂直美
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者  
教育次長 佐藤隆男  
参事兼教育総務課長 沼田孝作  
生涯学習課長 山田正文  
スポーツ・文化振興課長 小島義正  
教育開発センター指導主事 井上真彰  
教育総務課副主幹 馬場貴宏

---

### ◎開会

○(井上委員長職務代理者) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は4人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会7月臨時会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

---

◎日程第1

- （井上委員長職務代理者） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第2

- （井上委員長職務代理者） 次に、日程第2、議案第5号「愛川町教育委員会委員の辞職について」を議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （熊坂教育長） 議案第5号「愛川町教育委員会委員の辞職について」でございますが、別紙のとおり岡本教育委員から辞職願が提出されましたので、ご審議のほどよろしくお願います。なお、詳細につきましては、担当から説明いたします。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） はい、教育総務課長。

- （沼田参事兼教育総務課長） 本件は、岡本教育委員長から、平成26年7月4日付けで、平成26年7月31日をもって教育委員の職を辞したいと辞職願が提出されましたことから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第10条の規定により、教育委員会の同意を得る必要があることから、ご審議をお願いするものであります。

- （井上委員長職務代理者） これより質疑に入ります。「愛川町教育委員会委員の辞職」について、お聞きしたいところなどありましたらお願いします。

特によろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって、質疑を終結します。

これより表決に入ります。

議案第5号「愛川町教育委員会委員の辞職」について、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。よって、議案第5号「愛川町教育委員会委員の辞職」については、同意することに決しました。

---

### ◎日程第3

- (井上委員長職務代理者) 次に、日程第3、議案第6号「愛川町生涯学習推進プラン推進委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

- (熊坂教育長) 議案第6号「愛川町生涯学習推進プラン推進委員会委員の委嘱について」でございますが、別紙資料のとおりの方々に委員を委嘱したいものであります。なお、詳細については担当よりご説明申し上げますので、よろしくをお願いします。

- (井上委員長職務代理者) はい、生涯学習課長。

- (山田生涯学習課長) 平成26年度から「愛川町附属機関の設置に関する条例」に位置づけられた生涯学習推進プラン推進委員会委員については、愛川町生涯学習推進プラン推進委員会委員規則第3条の規定により教育委員会が委嘱することとなっておりますことから、今回、提案させていただくものであります。

委員数につきましては、条例では12人以内と定めておりまして、新たに計画を策定する際には上限の12人の方をお願いすることで考えておりますが、計画期間内の進行管理につきましては、8人の方をお願いするものであります。

名簿をご覧ください。まず、公募委員の石坂俊雄さん、社会教育委員の萩原庸元さん、区長会の引木正昭さん、社会福祉協議会の木村光雄さん、校長会の高柳俊彦さん、公民館利用団体の野田洋子さん、文化協会の原理多寿さん、体育協会の榎本照夫さん、以上の8人の方となっております。

任期につきましては、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2箇年となっております。

説明については以上でございます。

- （井上委員長職務代理者） 説明は以上のとおりです。  
これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等がありましたらお願いします。  
私からよろしいでしょうか。  
この中で、今までもやっていた方、留任されている方はいられるのでしょうか。
- （山田生涯学習課長） 社会教育委員の萩原庸元さんと区長会の引木正昭さん、文化教会の原 理多寿さんとなります。
- （井上委員長職務代理者） この方々は、当委員会をよくご存知ということですね。
- （山田生涯学習課長） はい。そのようになります。
- （井上委員長職務代理者） このほかに特に質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結いたします。  
これより表決に入ります。議案第6号「愛川町生涯学習推進プラン推進委員会委員の委嘱について」の採決をいたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって議案第6号「愛川町生涯学習推進プラン推進委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4

- （井上委員長職務代理者） 次に、日程第4、議案第7号「愛川町男女共同参画基本計画推進委員会委員の委嘱について」を議題といたします。  
提案者の説明をお願いします。
- （熊坂教育長） 議案第7号「愛川町男女共同参画基本計画推進委員会委員の委嘱について」でございますが、別紙資料のとおり委員を委嘱したいものであります。なお、詳細については担当よりご説明申し上げますので、よろしくをお願いします。
- （井上委員長職務代理者） はい、生涯学習課長。
- （山田生涯学習課長） 先ほどと同様に、平成26年度から「愛川町附属機関の設置に関する条例」に位置づけられたたけられた愛川町男女共同参画基本計画推進委員会委員の委嘱につ

いては、愛川町男女共同参画基本計画推進委員会規則第3条の規定により教育委員会が委嘱することとなっております。したがって、別紙委員名簿に記載する方々を委員として委嘱したく、このたび、提案をさせていただくものであります。

委員数につきましては、条例では12人以内と定めておりまして、新たに計画を策定する際には上限の12人の方をお願いすることで考えておりますが、計画期間内の進行管理につきましては、8人の方をお願いするものであります。

名簿をご覧ください。はじめに公募委員であります山崎ナナさん、学識経験者として荻田允子さん、区長会から中島良一さん、社会福祉協議会から萩原庸元さん、校長会から桐生嘉久子さん、町婦人団体連絡協議会から辰田光子さん、愛甲商工会女性部から阿部文子さん、町内労働団体から具志堅誠さんの8人となっております。

任期については、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2箇年となっております。

説明は以上であります。

- （井上委員長職務代理者） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等がありましたらお願いします。

私からよろしいでしょうか。

この中で、今までもやっていた方、留任されている方はいられるのでしょうか。

- （山田生涯学習課長） こちらは4名の方が該当されています。学識経験者の荻田允子さん、区長会の中島良一さん、町婦人団体連絡協議会の辰田光子さん、町内労働団体の具志堅誠さんとなっております。

- （井上委員長職務代理者） このほかに特に質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。議案第7号「愛川町男女共同参画基本計画推進委員会委員の委嘱について」の採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって議案第7号「愛川町男女共同参画基本計画推進委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5

- （井上委員長職務代理者） 次に、日程第5、「その他」を議題といたします。委員からご意見、ご感想などがありましたらお願いします。
- （井上委員長職務代理者） 委員からは特にはないようですが、事務局のほうで何かございますか。
- （事務局） 特にありません。
- （井上委員長職務代理者） それでは、以上で7月臨時会の議事日程が全て終了いたしましたので閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。
- よって、7月臨時会を閉会いたします。
- 長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成26年8月25日

職務代理者	井上正博
教育委員	平田明美
教育委員	榮利隆一
教育長	熊坂直美
調整職員	馬場貴宏